

節税の最新テクニック

M.Murakoshi

「日本の債券に関する税法は、特別に扱われている。割引債になると、課税は全くないので、かなり有利」と平野氏



個人でも直接、海外投資を行なう人が増えてきている。個人が日本国内の銀行に預金したときは利息の20%が源泉徴収されるが、海外の銀行に預金した場合、各自が自主的にその利息収入を他の給与所得等に加算して、毎年3月に確定申告することになる。海外投資には為替差益と為替差

実質課税ゼロの金融商品があったー

引くと30万円を納付することになる(B)。トータルで、AーB＝44万8000円の得になっているのが分かる。さらに、前記の事例には工夫の余地がある。初年度に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しておくのだ。これは、売



飲食店における消費税の節税テクニックは、翌年に2店目を出しているときにも応用できる

損がつきものだが、この為替差損益、実は税法上の取り扱いが明確ではない。今のところ、雑所得とする説が有力だが、そうなる損益通算ができない。米国の税法でも、為替差損益は譲渡所得として取り扱われていることから、譲渡所得として取り扱わべきとの意見もある。これによると、50万円の特別控除もつかえる。

り上げに含まれる消費税の60%（飲食店業の場合）を仕入れと見なし、残りの40%を機械的に納税する制度。これを選択すると、2年目の売り上げに含まれる消費税72万円×40%＝28万8000円が納付すべき消費税となるので、提出しなかった場合(2

優遇されているのかよく分からない。それでも日本国債に投資している限り、大した譲渡益が出るわけではないが、これが海外ものの債券だと驚くような譲渡益が出ることがある。それに税金は全くからない。

割引債(ゼロクーポン債)なら、もっと期待できる。

割引債(ゼロ・クーポン債)はもつとすごい。利息が付かない債券なので、課税は全くないのだ。たとえば、額面1000円の債券が利息分を割引いて90円で発行されるので、利息分が譲渡益に転化された形になる。

年目の納付額30万円)に比べ1万2000円の節税となる。さて、事業がスタートして2年目、初年度の売り上げが300万円以下だった場合には「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出すると、翌年以降は消費税の納付が免除される(還付もない)。2店舗目をオープンするなどの大きな出費がない限り、還付の期待はできない。ならば納付すべき税金をカットしてしまおうというわけだ。このケースでは、3年目の収入に

含まれる消費税が84万円、支出のほうは45万円となり、納付すべき39万円を節約できる。最後にポイントのひとつ。課税事業者である期間については、設備や仕入れて支払った取引の請求書や領収証は保存しておくこと。さらにその内容を一定の条件のもとで帳簿に残すことも大切だ。これは税務署に申告するときに必要となる。この「証拠」がないと、消費税節約のかねめである還付がなくなってしまうので注意してほしい。

国内発行の割引債は18%の源泉分離課税だが、海外発行の割引債も日本国内で譲渡した場合には譲渡所得として、総合課税される。しかし、海外で譲渡した場合には明文規定がなく、公社債の譲渡益非課税の適用を受けるものと考えられる。

海外投資をする場合、投資信託を活用するケースも多くなる。投資信託のうち、契約型外国投資信託は、債券と同様の取り扱いとなり非課税である。会社型外国投資信託は株式と同様26%の申告分離課税が適用される。

(タクトコンサルティング情報企画室長・平野和俊)

平成11年9月開業

①課税事業者選択届出書を提出

①により課税事業者となる

平成12年

②課税事業者選択不適用届出書を提出

①(2年間強制)により再び課税事業者となる

平成13年

もし②をせずに課税事業者のままなら

海外の外債には驚くほどの譲渡益が出るものも



M.Murakoshi